明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

［十一～十五　略］

十六　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方公務員等共済組合法施行規程による組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証又は船員組合員被扶養者証に関する事務

第四十六条　法別表八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

［三～八　略］

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務

十　令和六年厚生労働省令第百十九号附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務

附　則

（電子資格確認に係る経過措置）

4　当分の間、第二十三条の二の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十四項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第六十七条　第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～十五　略］ 十六　国家公務員共済組合法施行規則第九十二条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報 ［イ～チ　略］ ［十七～二十三　略］	**第六十七条**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第一項の共済組合の組合員の被扶養者の要件の確認に関する事務　次に掲げる情報 ［イ～チ　同上］ ［十七～二十三　同上］
［十一～十五　略］ ［新設］ **第四十六条**　［同上］ ［一　同上］ 二　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務（前号に掲げるものを除く。） ［三～八　同上］ ［新設］ ［新設］ **附　則** （電子資格確認に係る経過措置） 4　当分の間、第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十四項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。	［十一～十五　同上］ ［新設］ **第四十六条**　［同上］ ［一　同上］ 二　高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証に関する事務（前号に掲げるものを除く。） ［三～八　同上］ ［新設］ ［新設］ **附　則** （電子資格確認に係る経過措置） 4　当分の間、第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十四項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。